

## 税制調査会（第5回基礎問題小委員会）議事録

日 時：平成26年10月21日（火）14時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

ただいまから第5回基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）を開会いたします。

この基礎小委では、「働き方の選択に対して中立的な税制」の構築に向けて、後に総会で御審議いただくために、様々な論点を整理するため、今月の6日から議論を行っています。今日はその二回目です。

前回の基礎小委では、事務局から、働き方や家族を巡る社会・経済状況の変化に関する資料に加え、配偶者控除に関して、これまで政府税制調査会（以下、「政府税調」という。）でどのような指摘がなされたか等について御説明いただいた後、皆様から様々な御意見をいただきました。

そこで、総会も含めたこれまでの議論を踏まえ、「働き方の選択に対して中立的な税制」についての「検討の視点とこれまでに出了された意見」をまとめたメモを事務局に作成してもらいました。

これに加え、現在の個人所得課税の税負担調整の仕組みや、世帯別の負担額の国際比較などを用意していただいたので、これについて事務局から説明していただきます。

それでは、ここでカメラの方は御退席をお願いします。

（カメラ退出）

### ○中里会長

それでは、議題に入ります。

礎5-1の「『働き方の選択に対して中立的な税制』を中心とした所得税のあり方②」及び礎5-3「『働き方の選択に対して中立的な税制』を中心とした個人住民税のあり方関係資料②」について、事務局から説明していただきます。

住澤主税局税制第一課長、よろしくをお願いします。

### ○住澤主税局税制第一課長

礎5-1に基づいて御説明します。

1ページ目に、「検討の視点とこれまでに出了された意見」という二枚紙が入っています。この資料は、これまで総会や基礎小委で御検討いただいた検討の視点と、これまでに委員の方々から出了された意見を踏まえて論点を整理したものです。1ページ目から御説明いたします。

まず、一つ目の○ですが、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除という基礎的な人的控除の体系が構築された1960年代から現在にかけて、人口減少、家族のあり方、働き方の多様化、格差の拡大など社会・経済に構造的な変化が生じているという認識を示

していただきました。先般御説明した資料は参考資料に入れてありますので、必要の際には御参照ください。

このような中で、配偶者控除をはじめとする人的控除のあり方を検討していくにあたり、働き方の選択に対して中立的な税制の構築といった視点に加え、このような人口減少、家族のあり方、働き方の多様化、格差の拡大などの、社会・経済の構造変化全体に対応する視点からの検討が必要だという御意見を多数の委員の方々からいただきました。

そのような中で、二つ目の○ですが、所得税の対象となる世帯は、単身世帯と夫婦世帯、片働きと共働き世帯、子供の有無、所得の多い世帯と少ない世帯というように、様々な世帯があります。このような中で、配偶者控除をはじめとする人的控除の役割は、こうした各世帯の家族構成、家族の収入水準、年齢などに応じて税負担の調整を行うという制度です。先ほど申し上げた社会・経済の構造変化に対応する観点から人的控除のあり方を見直すことは、このような従来講じられてきた税制上の配慮のあり方を見直し、これからの社会において、どのような世帯に税制上の配慮の重きを置くことが適当なのかを検討いただくという論点です。

このような中、アプローチの切り口について、いくつか○が並んでいます。

一つは、例えば、これまでの議論でもあったとおり、配偶者控除から扶養控除に税制上の配慮の重点をシフトする形で、人的控除の枠組みの中で組替えを行うことで、家族世帯の中での配慮の重点の置き方を変えていくというアプローチが考えられるということです。

次に、所得税においては、家族の構成等に応じた人的控除、配偶者控除等の他に、税額計算をしていく様々な段階で税負担の調整措置が講じられています。このような調整措置全体の見直しを検討する中で、人的控除を充実することも視野に入れて検討することになれば、単に人的控除の組替えを検討するよりも多様な選択肢を検討することが可能になるという論点です。

これに関しては、3ページ目のイメージ図を御覧いただくと、現行の所得税における税負担の調整がどのように行われているかを大まかな図にまとめたものがあります。言うまでもなく、所得税は個々人の諸事情に応じて、きめ細かい配慮が可能な税目です。

具体的な配慮の仕方としては、左からですが、そもそも課税対象から除外することによる配慮で、非課税所得を設けるというものです。

また、所得の種類に応じた配慮の仕方として、所得の種類ごとに所得計算上の控除を行うことで配慮するというものも広範に行われています。

そして三つ目に、現在議論されている配偶者控除をはじめとする人的控除により、家族の構成、収入、年齢、その他に応じた配慮が行われています。言わば、家族の状況に応じた配慮がこの人的控除だと言えます。

そして、その他の政策的配慮ということで、社会保険料控除や医療費控除等の所得控除があります。これが出てきた課税所得に対し、累進的な負担を求めるための累進税率の適用が行われ、最終的に様々な目的で税額控除が行われるということが現在の所得税における負担調整の流れです。

そこで1ページ目の、三つ目の○は、このような全体の負担構造見直しを行う中で、人的控除の役割をどのように考えるかという論点になります。

一番下の○ですが、現在の人的控除の多くは、これまでも御議論されているとおり、一定額の所得控除を行う形になっています。前回の基礎小委でも御議論いただいたように、この所得控除の仕組みを見直し、一定の所得からは、この所得の水準に応じて遡減するような控除に見直すという消失型控除に見直すことや、税額から差し引く税額控除にするということも視野に入れた検討を行うことで、先ほどの視点で考えると、格差の拡大などに対応するという観点や、所得再分配機能を回復していくという観点から、さらに検討の選択肢が広がるということです。

2ページ目に、これまでに出示された意見を並べています。

まず、歳出面も含めた御意見かと思いますが、配偶者控除を廃止し、税制上の配慮の重点を控除に限らず、子育て支援にシフトしていくという御意見が多数出されています。

これに対して、その根拠の考え方として、税制によって配偶者の家事等への貢献を考慮する必要は乏しいといった観点から、配偶者控除を廃止してもよいという御意見がある一方、配偶者控除を廃止する場合には、片働き世帯等に対する増税となるため、このような世帯への影響について慎重に検討することが必要だという御意見もいただきました。

また、専業主婦（夫）やパートの方々が地域活動を通じて社会に貢献しているという観点も評価すべきという御意見、家族の助け合い、あるいは家庭における子育て等を積極的に評価するという観点から、税制上の配慮を残すことが必要だという御意見も、総会、基礎小委を通じていただきました。

次に、いわゆる移転的な基礎控除ということで前回まで御議論いただいた考え方ですが、夫婦が消費生活の単位であることを踏まえ、単身世帯とのバランス上、夫婦2人で単身の2倍の控除が適用できる形にするという考え方のもとで、配偶者の収入に関わらず、夫婦の控除の合計額を一定とすべきではないかという考え方も示していただきました。これにより、現在、パート世帯で、専業主婦（夫）世帯や、共働き世帯よりも多くの控除が可能になっている、いわゆる「二重の控除」の問題を解消し、働き方の選択に対して中立的な税制に近づけるべきという御意見をいただきました。

他方で、移転的な基礎控除を導入すると、パート世帯への増税になるため、慎重に検討することが必要だという御意見、これによる増収分は子育て支援の拡充に充てることが考えられるという御意見、配偶者控除の廃止には時間がかかるため、過渡的な対

応として、移転的な基礎控除の導入があり得るという御意見がありました。

これに対し、今後とも個人単位課税の考え方を維持すべきであり、世帯単位で税負担を捉える移転的基礎控除を導入することは適当ではないのではないかと、最終形として配偶者控除の廃止を念頭に置くのであれば、このような世帯単位課税の考え方が過渡的な対応としてとられることは違和感があるのではないかと御指摘もありました。

そして、御意見の中では、このような配偶者控除の見直しに絞った御意見ではなく、むしろ「未来への選択」で掲げられている、50年後に1億人の人口を維持するという目標に対して、結婚や子育てに税制としてのメリットを提供していく視点、あるいは控除の見直しにおいても、家族や夫婦の視点を取り込んだアプローチが必要だという御指摘もありました。

また、配偶者控除の廃止や移転的基礎控除の導入ではなく、所得税の諸控除全体を見直す中で、家族のあり方や再分配機能の回復などを総合的に考慮しつつ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築していくという全体的な見直しを行う中でのアプローチが考えられるという御意見もいただきました。

このような御意見とともに、所得税全体の問題として、人口減少、家族のあり方、働き方の多様化、グローバル化等の社会・経済の構造変化、公平性や中立性の観点も踏まえ、幅広い論点を構造的に検討していくべきという御指摘もいただきました。

以下、現在の所得税の負担構造をデータの面から整理した資料を補足的に御説明します。

5 ページ目は、国民負担率の内訳を国際比較したものです。国民所得に対する各税目の負担の割合が整理してあり、一番下の斜線の0%の上の部分が、個人所得課税です。日本の国民所得に対する個人所得課税の負担率は7.1%で、主要先進国の中で一番低い水準になっていることは御承知のとおりです。

6 ページ目には、この個人所得課税の負担率に社会保険料の被用者負担を加えた負担率を示しています。アメリカのように、基本的に医療の公的な保険制度がない国と比べると若干高目になってはいますが、主要先進国の中では決して高い部類にはなっていないという状況です。

7 ページ目は、さらにこの受益の面も含め、社会保障支出と国民負担率との関係を二次元の図に整理したものです。OECD加盟国をプロットしていますが、横軸に国民負担率、縦軸に社会保障支出のGDP比をとっています。日本は左側のゾーンの真ん中辺りに位置しており、国民負担率で見ると低負担の部類に入っていますが、社会保障支出のGDP比という観点で見ると、中福祉の状況にあるということで、言わば中福祉・低負担の状況にあることが分かります。

このような中で、8 ページ目に、世帯類型ごとの個人所得課税の負担の状況を主要国の中で比較したものを整理しています。単身世帯、夫婦だけの世帯、夫婦に子供一

人がいる世帯、夫婦に子供二人の世帯という四つの類型で数字を計算しています。

給与収入の階級ごとに示していますが、世帯という観点でこれを見た場合、日本の場合の一つの特徴として、単身世帯、夫婦のみ世帯、あるいは子供のいる世帯間の負担の乖離が、単身と夫婦のみというところを比較すると、おおむね1.2倍から1倍の範囲内に収まっていると思います。これに対し、アメリカや、ドイツ、フランスは、一部、世帯単位課税が導入されているからでもありますが、単身世帯と夫婦のいる世帯との負担の差が、おおむね1,000万円以下の給与収入だと、おおむね1.5倍から2倍程度の範囲内に分布していることがこの図から分かります。

9 ページ目ですが、先般、基礎小委で御紹介した総会での議論を踏まえ、言わばマインドマップ的に所得税について、今後検討していく際の視点について出された意見を踏まえて整理を行ったものです。右側に関連する所得税の項目を簡単に並べています。御議論の参考にしていただければ幸いです。

#### ○中里会長

引き続き、総務省川窪自治税務局市町村税課長、お願いします。

#### ○川窪自治税務局市町村税課長

礎5-3の資料をご覧ください。

1 ページ目に「関連する論点とこれまでに出了された意見」ということで、個人住民税関係につきましても、これまでに出了された意見を整理しています。

一番上の○は、個人住民税に関する論点として、基本的には所得税と共通する論点が中心ですが、個人住民税に独自のものとして、人的控除の合計である課税最低限とは別に、独自の非課税限度額制度が設けられています。これとの関係をどのように考えるかという論点の一つあるかどうかということです。

さらに、個人住民税が非課税であること、あるいは個人住民税の課税所得の金額が、様々な社会保障制度の負担額等の基準、あるいは福祉制度の適用基準などに用いられていることを踏まえ、各種制度における所得の捉え方等について、どのように考えていくのかということ、付随的に出てくる論点として掲げています。

また、様々なパターンがありますが、生計中心者の所得で判定しているような例もあり、その場合には、このような移転的基礎控除等を考えていく場合にはどのように考えていくかという論点も出てくる可能性があります。

以下、下の三つの○は、前回の基礎小委で御指摘をいただいた御意見を整理したものです。社会保障や各種の給付などの適用に当たり、非課税世帯が基準となっているといったことについては、これは課税の計算を利用していることにはなりますが、現行制度においても、税制以外の他制度と組み合わせたときに、結果的に働き方の選択に対して中立的でない効果を生じているのではないかという御指摘をいただきました。

また、非課税限度額があることにより、生活保護基準相当の収入までは課税されないという仕組みが採られています。これによって個人所得課税、特に個人住民税を

考えた場合の税制のあり方としてのフレキシビリティが失われている側面があるのではないかという御指摘をいただきました。

また、配偶者控除の見直しと合わせて、非課税限度額についても、控除のあり方の整理や基準の統一化など、税制面でどのような整合性を図ることが可能かという観点から見直していくべきではないか、という御指摘もいただきました。

2 ページ目からは、個人住民税に独自の部分について簡単に御説明申し上げます。個人住民税においても、税負担が様々な段階において、調整が行われている仕組みとなっています。その中で、所得税の仕組みと少し違う点として、左の二つ、非課税所得や各種の所得計算上の控除の部分は、下に書いていますが、所得税と同一の計算をする制度になっています。

その後の人的控除などに関しては、下の※2のところですが、個人住民税の人的控除（所得控除）については、所得税の人的控除の範囲内、端的に言えば低めに控除額が設定されており、政策的な所得控除や税額控除については、所得税と比較して限定的な制度とされています。これは、過去の政府税調でも累次の答申等で御指摘をいただいておりますが、地域社会の会費的性格をより明確化する観点で、このような制度とされているところです。

次に、右にもう一つ進んでいただくと、その他の政策的配慮ということで、社会保険料控除、医療費控除等の控除が行われています。これらについても下の※2にある観点を踏まえたものとなっています。

税率については、平成19年度から、個人住民税は比例税率となっているため、税率で課税所得の大きさに応じて税負担を調整するという仕組みは、とられていない、すなわち比例的な税負担を求める制度になっています。

一番右側の二重課税の調整、あるいは寄附金税額控除などの政策的な要請を受けた調整として、税額控除の制度が設けられています。これも下の※2に書いていますが、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、限定的な仕組みとなっています。

3 ページ目は税額計算のフローチャート、4 ページ目は、今、申し上げたような背景が税制抜本改革法にも規定されているという資料、5 ページ目は過去の答申等で触れられている個人住民税の控除の考え方の資料です。御参照いただければと存じます。

## ○中里会長

今回、政府税調では、配偶者控除の見直しも含め、働き方の選択に対して中立的な税制について議論を行っていますが、この問題は、働き方や家族のあり方といった、全ての国民に直接関わる問題であるため、十分な国民的議論が必要だと思います。

そのような中で、政府税調の果たすべき役割は、見直しに当たっての考え方や方向性を複数提示することにより、その後の国民的議論に供していくことではないか、今後それに向けて議論を進めてはどうかと思います。言わばメニューを提示するという感覚です。

そこで、資料の冒頭にある、「検討の視点とこれまでに出示された意見」というメモですが、これについて御議論いただきたいと思ひます。

これは一枚目と二枚目に分かれていますが、一枚目が総論的、二枚目が各論といったように、いくつかの考へが並んであります。この一枚目について、まず御議論いただきたいと思ひます。この一枚目は、配偶者控除を含め、人的控除のあり方を見直すに当たり、どのような検討の視点が考へられるかについて、先月末の総会や前回の基礎小委で出示された皆様の御意見をまとめたものです。

今回、働き方の選対に対して中立的な税制が検討の出発点ですが、人的控除をどのような考へ方や方法で見直していくかについては、理論的にも実務的にも様々な議論があり得ると思ひます。

一枚目にまとめてもらった内容について、もし皆様の方で補足や修正等がありましたら、御意見を頂けないでしょうか。前回の基礎小委では、税額控除に関して多くの御意見をいただいたので、本日はそれ以外の論点について重点的に御意見を願ひしたいと思ひます。

田近委員、願ひします。

#### ○田近委員

今日の住澤課長からの説明で、最初にこれまでの議論の要約があり、出てきた議論をよくまとめられていると思ひました。しかし、そもそも働き方の選対に対して中立的な税制を考へて欲しいという総理大臣からのメッセージがあったため、長期間、この議論は政府税調の場でも行っています。我々が理解したことは、配偶者控除プラス配偶者特別控除において、配偶者特別控除は消失控除ですから、パートの配偶者の所得が増加するに従い、次第に控除額が減少するというものです。したがって、65万円プラス38万円の103万円以上に、配偶者が働くからとは言っても、労働に関する阻害要因ではありません。問題は、130万円程度に増加すると社会保険料納付の話が出てきたり、会社の配偶者手当が無くなったりすることです。所得税そのものが配偶者の労働を阻害しているという問題はないということです。しかし、103万円とはマインドコントロールのようになっており、103万円がその人々の行動に影響している点はあるかもしれません。したがって、問題自身は、社会保険料の徴収の仕方や、会社の方の配偶者手当だということが委員の共有している事項で、そのことはこのまとめにあっても良いと思ひます。

では、配偶者控除をどうするかについては、様々な意見が出てきて、今でも配偶者控除は必要だという方もいらっしゃるれば、配偶者の家事等への貢献を配慮する必要性は乏しく、配偶者控除は廃止してもよいのではないかと、あるいは配偶者控除を子育て支援にシフトしてはどうか、そのようなトーンが若干強く書いてありますが、これは、全体的に言えば、まだ痛み分けしているようなところがあると思ひます。ここで我々がこうだから配偶者控除を廃止してよいと言っても、あるいは子育てにシフトしてもよ

いと言っても、それでコンセンサスがとれるのかという懸念はあります。

次に出てきたものが、移転的基礎控除というものであり、これの本当のポイントの一つは、要するに、配偶者控除と基礎控除の二重の控除を取り除くということです。移転的基礎控除を採用すると、実はパート世帯は増税になってしまい、何の目的で議論をしてきたのかという話になる。加えて、根底の問題は、配偶者控除に端を発した問題であったのに、そこから発して、なぜ基礎控除は夫婦二人で使うのか、逆に言えば、基礎控除だけを夫婦で使うということになり、解決案として何か部分的ではないかと思えます。住澤課長から説明があったように、アメリカ、ドイツ、フランスのような世帯課税にするという考え方もあるわけですが、一方で日本は個人単位課税であり、その問題とどのように関係するのか、基礎控除だけ夫婦で使うという議論は何か不十分だと思えます。

配偶者控除、あるいは配偶者特別控除自身が何か働き方に対して悪さをしているわけではありませんが、大きな問題があります。私は、子育てにシフトしたり、配偶者控除を漸減していく方が良いと思えますが、それはコンセンサスとしてもなかなか難しい。かといって移転的控除となると、今申し上げたとおり、その背後の問題が大き過ぎます。

では、何を議論するかというと、そもそも人的控除はどうあるべきかということに差し戻すということになりますが、このような議論をしたからこそ、本来行うべき議論に結果的に戻ったというようにポジティブに考えた方が良いと思えます。日本の個人所得課税は、企業所得と、公的年金、雑所得など、それぞれには何か特別な控除が認められており、あとは合算して、そこに人的控除を行います。人的控除のところを見直していくということです。公的年金等控除を見直し、以前あった高齢者控除に付け替えるという話もあります。

私は、色々と興味深い議論はあり、まだオンゴーイングで、配偶者控除自身のあり方も詰めることは色々あると考えます。ただ、政府税調としてエネルギーを割くべきは、やはり人的控除のあり方をより正面から議論し、そして税負担がどうあるべきかというところに向かう方が良いと思えます。税額控除の話は、人的控除を扱うところでの、大きな問題ですが、社会保険料負担も考え、低所得者の人の社会保険料負担の軽減ということを考えると、人的控除の並びで税額控除があるのだということです。

#### ○中里会長

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

全体として、入り口はいわゆる配偶者控除を含む人的控除の問題ですが、出口は、むしろ所得課税の再構築といいますか、課税ベースそのものの問題でもあり、所得控除や税額控除といった控除の仕方という、住民税も含めた所得課税本体に関わる議論に持っていけるという道筋にしなければ、どん詰まりになります。



配偶者控除の問題点は、恐らく二つあり、一つは、共働きとの関係で不公平ではないかということ、もう一つは、消失控除の配偶者特別控除の問題です。

したがって、礎5-2の58ページ目に、いわゆる予算制約式で、横軸に配偶者の給与収入、縦軸に世帯全体での手取額をとっているのを見るとお分かりのとおり、103万円までは順調に増加しますが、そこから先は、配偶者に税金が掛かり、配偶者控除が減額されていくわけです。納税者本人の給与所得に係る限界税率がいくらかということにも関わりますが、やはり大きく手取りを頭打ちにする。これが103万円の微妙な壁であると思います。130万円の方は急激に落ちるため、壁としてははるかに大きいですが、税についても、やはり微妙な壁を作っているということは考慮すべきだと思います。

我々は、限界税率という呼び方をしますが、例えば、下にあるとおり、103万円から130万円のところを見ると、配偶者の給与収入が1万円増えても、手取りで増えるのは6,700円であり、33%の税金が掛かっていると言っても過言ではありません。もちろん最低税率は5%であり、住民税を入れても15%であるため、意外と低いところで高い限界税率に直面するという構造は、何か考えなければいけないと思います。

しかし、移転的税額控除にしても、同じ問題は、結局、これを103万円の代わりに65万円のところに移すだけであり、他の社会保障給付に関わる場所も、非課税世帯だともらえて、非課税世帯でないともらえないなど、様々な給付があるため、様々な制度との抱き合わせですが、少なくとも所得税の枠の中だけ見ても、低所得層で意外と高い限界税率が存在しているということです。

逆に考えると、給与所得控除を考えると、給与所得控除は、今、頭打ちになっていますが、途中までは所得と共に増加するという構造になるため、逆に中高所得層で限界税率を押し下げる効果があります。つまり、税率だけ見ていると、何となくきれいな累進構造に見えますが、実際は消失控除があるため、所得の低い層の限界税率が高くなり、所得の高い層で意外と限界税率を下げる効果があるということです。労働の阻害効果は想像以上に、低所得者に起きやすいという構造を持っています。

だからこそ、配偶者控除の廃止も含めて、縮減、あるいは定額での税額基礎控除化など、様々な考え方もあり、これを前提にするならば、勤労税額控除的な、何らかの形で限界税率の増額を抑える仕組みにしていかなければ、恐らく、働き方の選択に対して中立的という、我々の最終的に与えられている課題には応えられないと思います。

要するに、今この段階で、低所得のところで大きな労働阻害効果を持つ要因があり、移転的税額控除にすることも、一つのきれいな方法ですが、これ自体が問題の解決には必ずしもなっていません。パート増税と言いますが、要するにパートのところで限界税率を高くするだけであるため、もう少し踏み込んだ解決策が必要だと思います。

## ○中里会長

働き方の問題であるため、所得控除だけではなく、給与所得控除も見た方が良いということですね。

## ○田近委員

今、58ページ目を見ていて、横軸に配偶者の給与収入、縦軸に世帯の手取り額で、130万円のところで手取りが減少するのは、ここに書いてあるとおり、配偶者の給与収入130万円するとき、配偶者の社会保険料負担が発生するために社会保険料が発生するためです。実際、社会保険料が逆進的な負担になっているということも確かで、この場合の事実確認として、ここでギャップが生じるのは、所得税から起きるのではなく、130万円から社会保険料負担が発生するからという理解で、住澤課長、正しいですか。

## ○住澤主税局税制第一課長

御指摘のとおりであり、吹き出しに書いてあるように、配偶者の給与収入が130万円になったとき、配偶者の社会保険料負担が発生するということが要因になります。ただ、所得税の方でも社会保険料控除が働くため、そこは若干相殺が働きますが、基本的には社会保険料負担の問題です。前提としては、配偶者の方が130万円を超えて、厚生年金の加入者に自らなるという状態を想定すると、このようなギャップが生じます。

## ○中里会長

翁委員、お願いします。

## ○翁委員

人的控除の体系は構築されてからずいぶん時間が経過し、人口の問題は本当に大きく変わってきており、働き方、家族など全て変わってきているため、ここでトータルに見直していくことが非常に重要だと思います。そのような意味で、社会・経済の大きな変化に照らし、ここで見直すことが重要だと思います。

特に、これから所得税は生産年齢人口が減少するため、長期的に見ても、全体として税収が小さくなることが展望されている中で、このような人的控除をどのように考えていくかという視点も非常に重要だと思います。

配偶者控除については、ここに書いてあるように、何に対して税制でサポートしていくかという視点で考えた場合に、やはり子育て支援に重点を移していくべきであると感じており、可能であれば配偶者控除を徐々に縮小しつつ、子育て支援に対して税額控除でサポートしていくという方向が望ましいと思います。

そして、やはり所得再分配ということをトータルに眺めて検討していく必要があります、特に低所得者層をどのように考えていくのか、給付付き税額控除のことも含めて、働くことに対してなのか、子育てに対してなのか、そのような議論も欧米ではなされており、今、日本はその議論が出来ていないわけですが、所得再分配全体を考えるのであれば、そのようなことも全体として視野に入れながら考えていく必要があると感じています。もちろん、社会保障も考えなければなりません、いずれにせよ、人的控除の問題について、トータルで考えていくことで、働き方の選択に対する中立性をきっかけの一つとしつつも、所得課税全体について見直しをしていくことについて、是非を問う必要があると思います。

## ○中里会長

佐藤委員、お願いします。

## ○佐藤委員

53ページ目に三点だけ意見があります。

働き方の選択に中立的ということは、本当は社会保険料が本丸だという田近委員の指摘は恐らく、正しいと思います。そのために、例えば、控除のあり方や、場合によっては勤労税額控除のような形で激変緩和措置をするということをしながらか、我々が最終的に目指す予算制約式は、税金を取らなければいけないため、傾きは1以下の必要はありますが、直線的なフラットな形にしたい。それが恐らく働き方の選択に対して中立的な税制にかなうものだと思います。それが一点目です。

二つ目ですが、恐らく中立性の話と政策的な配慮という話は分けて考えなければならず、働き方の選択に中立的なので、広く薄い課税になると思います。累進構造があるのは良いのですが、あまり税率の段差を無いようにすることが恐らく大事だと思います。当然、これからは子育て支援など、いろいろとあるため、政策的な配慮については、別途、配偶者控除に代え、先ほど事務局からお話がありましたように、扶養控除などを拡充したり、子育て支援により税額控除を当てるなどのやり方はあると思います。政策的な配慮による控除は他にもあるはずで、これはプライオリティが変わったと考えるべきだと思います。

つまり、人的控除の枠の中で議論しているため、何か違う世界だと思いがちですが、本当はそうではなく、子育てというところに政策的な配慮がいくのであれば、生命保険料控除や社会保険料控除など、これまで我々にとっての政策的配慮のプライオリティが変わっていくということです。従来、政策的配慮をしてきたところのプライオリティが下がれば、そこを縮減しつつ、子育ての控除を拡充し、それに係る人的控除をある程度増やすというように、メリハリをつけ、人的控除の中だけで整理しようとする財源も確保する必要があるという意味で、代替財源も自ずと見えるのではないのでしょうか。

## ○中里会長

神野会長代理、お願いします。

## ○神野会長代理

これまでの議論を事務局でまとめていただいておりますが、これを見ると、働き方と税制を考える上で、これまで日本の家族形態や働き形態は、高度成長期前の昭和30年では、6割が農家で、一緒に労働し、一緒に家事をするという家族形態が主流でした。それが高度成長期の重化学工業化により、同質の賃労働が大量に必要なために、どうしても片稼ぎ世帯が主流になりました。ところが、現在では、共働きと区別すると、共稼ぎというのでしょうか、違った労働市場に夫婦とも出ていくというような家族形態が主流になったときに、自営業者には、専従者控除が入ったり、配偶者特別控除

でも、前の配偶者特別控除などは、片働き世帯が主流だったときに入っているわけです。しかし、そのようなこと等々の残りがあるため、共稼ぎ夫婦が主流になってきたとき、現在の税制に対して不公平感はかなり大きくなってきています。これにどのように対応するかということが一つの大きな問題だと思います。ここでの議論は大体そのような流れになっていますが、共稼ぎ世帯が主流になってきているということを配慮し、そのような世帯の配慮を念頭に置きながら、働き方の選択に対して中立的な税制を求めていくことを模索しているわけです。

そのような視点から言うと、釈迦に説法かもしれませんが、佐藤委員の先ほどの指摘に関係しますが、慶応大学の租税法の佐藤英明教授が勤労配偶者控除を提案して、話題を呼んでいます。

我々も、先ほどからデンマークが夫婦単位だった課税を個人単位に変えたときに導入した移転的基礎控除を議論してきましたが、少し欠陥があるかと思います。そして、もう一つ重要な欠陥というか、重要な点は、家事労働の帰属所得という問題について、視点が入っていないということです。

佐藤英明教授の提案を簡単に言えば、帰属所得ということを考慮すれば、片稼ぎ夫婦には帰属所得が発生しているはずなので、それを考慮し、配偶者控除を圧縮していく。ただし、パート労働等に出た場合には、帰属所得を喪失することになるため、その喪失分を、消失控除をビルトインしている勤労配偶者控除を導入することによってクリアしようという提案がされています。この提案は、視野の外に置いていた論点であるため、できれば次回の基礎小委に佐藤英明教授に来ていただいてプレゼンテーションをしてもらい、我々が視野に取り込んでいなかった論点について説明してもらいたいと思います。これは賛成、反対は別としても、我々が少し広く控除制度や所得税制度を考えるために、ここで議論したことを秩序立てる上において有用な視点になるのではないかと思います。考慮いただければと思います。

#### ○中里会長

分かりました。それは念頭においておきます。

野坂委員、お願いします。

#### ○野坂委員

我々の議論は、出発点としては、働き方の選択に対して中立的な税制はどうあるべきか、ということですが、今の日本が置かれている立場、人口減社会を迎える中で、重要な政策課題として浮上してきているものは、子供を生んで育てやすい社会にするために税制でできることは何なのかという視点だと思います。そのような意味で考えると今、いきなり配偶者控除を廃止し、子育て世代、あるいはこれから子供を生み育てたいと思っている世帯に非常に厳しい税制を提示することは、今の時代からすると、政策目的から少しずれてしまうと思います。配偶者控除における、今、提示されている共働き世帯との不公平感を是正しなければいけないという問題意識は私も共有しますが、

いきなり廃止するというのではなく、子育て世代に配慮した形で、この論点のまとめで言うと、2ページ目の○の4番目や5番目の視点というのは、やはり重要な視点だと評価しています。

その上で、今、考えていく段階での当面の課題として何を重視するのかということと、将来、5年後、10年後、日本の税制としてどのようにあるべきかということ。例えば、短期的な目標と、中長期的な目標、将来はこのようなものが望ましいけれども、当面はこれに集中するというような工程表のようなものができるかどうか、そのようなメニューの提示もあり得ると思います。

そして、人的控除の見直しについては、これは他の委員の方もおっしゃっていますが、社会の変化に応じて、やはりこの段階で見直すことが必要だと思います。ただ、以前にも申し上げたように、当面の課題と中長期的にこのようにしていくということが選択肢として国民に明示できれば、国民的な議論を巻き起こすことになると思います。

そして、これは田近委員がおっしゃいましたが、103万円の壁と130万円の壁についてです。これについては、これまで政府税調でも議論してきました。我々の守備範囲は税制ですが、税制だけでこの問題を扱うにはなかなか大変であるということは、政府税調として改めて、他の社会保険料の負担の問題や、各企業の配偶者手当の問題も含めて考えなければいけないということを明示するべきだと思います。

#### ○中里会長

宮崎委員、お願いします。

#### ○宮崎委員

野坂委員に反対するわけでは全くありませんが、子どもを生き育てやすい社会は配偶者控除があればできるのかということ、そうではなく、社会の子育て家庭に対する意識の変革や、産休明けで元のポストに戻れるような企業の構造になっているのかなど配偶者控除とは少し違うところにあると思いますので、そこはロジックが違うと思います。配慮が必要だということは確かにそのとおりだと思います。ただ、今までの議論の中でも出てきた配慮というものが、本当に必要な人に必要な形で恩恵を与えているとはいいがたいのではないかと。

その一環に配偶者控除もあると思いますが、例えば、退職慰労金の税制優遇などを見ても、確かに、低所得者の方々が最後に退職金で一生かけてもらったものに累進制が掛かって高く取られるのは可哀そうだから優遇しよう、といったことは配慮だと思いますが、それで恩恵を受けているのは大企業の1億円プレーヤーの取締役の方々が、巨額の退職金を手にしたときだと思います。設計した配慮が、趣旨のとおり働くような形で制度ができていれば良いですが、同じ制度の中で、上手く出来た人が得をし、それによって差が出てしまうということは、やはり制度として未熟だと思うので、そのようなことがないような設計の仕方をしたいと思います。控除や配慮なども、簡素・中立・公平ということはとても大事な視点だと思います。では何が中立で公

平かと言うときに、簡素ということは一つ、キーだと思います。むしろ複雑な制度を錯綜させずに、シンプルに行うことを基盤に置いた方が公平を実現できるのではないのでしょうか。

#### ○中里会長

中静委員、お願いします。

#### ○中静委員

田近委員がおっしゃっていた全体的な控除の見直しを行う必要があるということは基本的にシェアしたいと思います。

幅の広がりについて、給与所得控除も含めるという発言が出ていましたが、例えば、個人所得課税の国民負担率が日本の場合7.1%だという数字が先ほど説明されましたが、本当に7.1%でよいのかどうか。税金の負担に関しては、非常にデリケートなところがあるにしても、7.1%の負担が本当に適切なのかどうかということも含めて、少し幅広に、様々な意味で検討していければ良いと思います。

そして、移転的基礎控除について、神野会長代理からも欠陥という言葉が出ましたが、これは様々な問題点があり過ぎると思います。やはり国民的なコンセンサスがかなり大きな問題であり、それを考えると、慎重に検討すべきだということをもう一回、改めて主張したいと思います。

#### ○中里会長

それでは、財務省資料の「検討の視点とこれまでに出示された意見」というメモの二枚目と、総務省資料の「関連する論点とこれまでに出示された意見」、この二つについて議論したいと思います。働き方の選択に対して中立的な税制の構築に関連して、いくつかの考え方や方向性について、これは既に活発に御議論いただいているところですが、この二つの資料の内容について、さらに追加の考え方や補足、修正等がありましたら、御意見を頂戴したいと思います。

田近委員、お願いします。

#### ○田近委員

礎5-1の6ページ目の個人所得課税負担率及び社会保険料被用者負担の国際比較で、日本について、社会保険料の被用者負担は、厚生年金が18%に近いです。18.3が最終形であるため、医療保険の半分も考えると、7%というのは低いというイメージです。したがって、この議論をするときのポイントは、結局、社会保険料負担が逆進的になっているということです。むしろ消費税は逆進的になっているとよく言われますが、社会保険料と比べれば、逆進的という議論は必要ないということすらも言えるかもしれません。実態的に賦課方式年金の原資であったり、医療・介護の原資であるため、保険料は税に近いものです。私が言いたかったことは、社会保険料負担の被用者負担のところはもう少しきちんと議論する必要があることと、議論する際には分布が重要だという二点です。

## ○中里会長

岡村委員、お願いします。

## ○岡村委員

二点申し上げたいと思います。

まず、これまでの人的控除に関しては、礎5-2の27ページ目に「政府税制調査会のこれまでの答申等で示された配偶者控除に関する主な考え方」というものがあり、その中で、配偶者控除の性質については、一番上の方に整理がなされていると思います。ここで注目したいのは、民事法制、民法との関係です。一応、家族の間では、血族、兄弟、姉妹と書いてありますが、これらの間には扶養義務があり、夫婦の間では、協力扶助義務があるということが民法の規定です。したがって、言葉は違いますが、協力扶助の義務はあるということです。

租税法のやり方としては、実態として本当に扶養しているか、扶助があるかというところまでは見ず、ある種の割り切りをして、そのような可能性があれば、担税力が減っているかもしれない、減ることが十分にあり得るということで、配慮という言葉を使っていますが、所得を減額するという措置をずっと行ってきました。そうすると、ここをより実態論に入るとすると、制度は当然、複雑になってきます。従来、ここで割り切って納得している人と、納得していない人がいたと思いますが、そのような面をもう少しお考えいただき、シンプルということをどの程度重視し、実態をどこまで考えるかということが、一つの法律学的な論点になると思います。

もう一点、やはりこれも民事法との関係ですが、移転的控除に関する民事法制等との関係です。すなわち、夫婦別産制をどのように考えるかということも検討の必要があると思います。例えば、今日、財務省の方でも整理されていたと思いますが、個人所得単位ということで移転的控除を説明するときにも、現行制度では二重の控除があるということが言われています。ではなぜ二重なのかと言われると、そこは結局、夫婦二人足してということになり、民事法制との関係でそこをどのように説明するか、そこは実態であるため関係ないと言い切るかといったことを考えておく必要があると思います。

そして、移転的控除に関しては、執行面の問題が少し気になります。どういうことかということ、配偶者の所得は最初の1円から課税計算に含まれることになります。これまで、基礎控除による課税最低限については、執行上の少額不追求の考え方も取り込まれています。つまり、1円の税金を徴収するために10円のコストをかけるということはない、ということがあると思います。そうすると、もし移転的控除を入れたときに、配偶者の所得を最初の1円から捕捉することになってくると、例えば、現在の源泉徴収などの表も全部変えるなど、様々な問題が出てきて、それについて少し考慮の余地があると考えます。

## ○中里会長

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

先ほど神野会長代理からも御紹介があった勤労配偶者控除ですが、実は、配偶者に限った話ではなく、単身者であっても、働く前は自分で家事もしますし、自分で掃除もしますし、帰属所得は何らかの意味で発生しているわけです。働き始めれば、お惣菜を買ったりしなければならず、帰属所得は下がり、市場ベースでの所得を得ると、この関係は配偶者には限らないため、この議論はもう少し幅が広く勤労税額控除そのものに関わる議論だと思います。それは高所得者の方を優遇している給与所得控除の中で、体系をきちんと見直すべきことだと思います。

そして、2ページ目の下から三つ目のポツで、結婚や子育てに税制としてのメリットとあります。先ほど人的控除について優先順位という話を少ししましたが、これまではどちらかという片稼ぎ世帯で配偶者のいる方に何らかの配慮がありました。それを、政策的な配慮を子育て世帯にするということであれば、扶養控除も含めて、子供を育てている世帯に対して何らかの手厚い所得控除または税額控除を行うということです。

さらに、結婚もあって良いか分かりませんが、逆に考えると独身税になってしまいますが、結婚という世帯形成をしていることについて、何らかの控除を与えるということであれば、結婚と子育てに関する控除ということが恐らく従来の配偶者控除などに代わるものになると思います。

ただ、帳尻が上手く合うとは限らないため、財源をどこからか調達しなければいけないということであれば、従来の政策的な配慮である社会保険料控除、生命保険料控除、あるいは医療費控除など、このようなところにも目を向けるべきです。我々の政策的なプライオリティが変わったということであれば、そちらの方を縮減して、このようなところの控除を拡充することは道としてあると思いました。

#### ○中里会長

働き方の選択に中立的なだけではなく、結婚するかしないかについても中立的に考えた方が良いということなのですか。なかなか難しいですね。

井伊委員、お願いします。

#### ○井伊委員

佐藤委員の財源をどうするかということで、今日は所得課税体系の構造全体について議論するということですが、世代間の不公平の問題で、公的年金等控除の話や配偶者特別控除の議論は、保険料の話、社会保障の議論と一緒にする必要があります。政府税調だけではなかなか解決できないと思いますが、税調の議論として、世代間の不公平の問題は是非議論していただきたいと思います。

礎5-1の6ページ目の表をとっても興味深く見ました。現役世代の給与所得控除と、年金世代の公的年金等控除の間のバランスがとれていないことは非常に問題です。夫



婦世帯の公的年金受給者の場合、課税最低限は現在、200万円少々くらいですか、そして現役で夫婦二人世帯の課税最低限は150万円位でしたか。教えて欲しい。

○中里会長

住澤課長、お願いします。

○住澤主税局税制第一課長

年金所得の場合の現在の課税最低限が205万円ほどになるため、モデル年金額が198万円位であり、ほぼこの課税最低限でカバーされています。

そして、給与所得者の場合の、御夫婦の場合の課税最低限が156万6,000円ほどとなっています。

○井伊委員

そうすると、同じ水準の所得でも、現役世代と高齢世代では控除枠が異なり、税負担が異なるという世代間の不公平の問題があると思います。例えば、私は医療制度の研究を専門にしているため、いつも気になるのですが、医療制度の中に高額療養費制度というものがあり、高齢者でも現役並みの所得の人は現役と同じように負担をすることになっています。そのときの現役並みの所得の定義は何かと考えると、公的年金等の控除を受けた後になるのではなりません。そうすると、現役並みと言いながら、実は現役よりも優遇されています。公的年金等の控除の話は是非議論していただきたいです。

○中里会長

高田委員、お願いします。

○高田委員

ずっとさせていただいた議論の中で感じるところがありますが、そもそも当初、設計段階で想定されていた世界が、例えば、専業主婦(夫)と家族のようなものを中心になっており、そのようなものに対してどのような控除があるべきかという議論があったと思います。戦後数十年に渡る状況の中で、その前提が随分変わってしまった部分が多いのではないかと思います。そして、ライフサイクルのようなものも随分変わってきました。それに対して、ある程度、前提が変わったことに対する制度設計のようなものが求められる時代に入ってきたのではないかと。今回の状況からすると、単に配偶者控除ということに留まらず、社会保障のところも全般的にどのように考えていくか。これまでも何人かの委員の方からの御指摘がありましたが、様々なパターンをもう一回洗い直す必要が出てきているのではないかと。それに伴い、世代間がどのような形で損得が出てきているのか。例えば、先ほども議論がありましたが、単に税だけの問題ではなく、社会保障のところも含めて、場合によっては、所得課税体系全体の中でどのように考えていくのかということももう一度洗い直すチャンスではないかと思えます。今回の場合、配偶者控除が中心の議論ではありましたが、もう少し全体に幅を広げて考えていきながら、世代間の議論をするべきだと思います。

そして、先ほど議論がありましたが、我々は何を今後目指していくか、政策目標は何

なのかということも一つ考えて、例えば、少子高齢化に対応するというのであれば、その政策目標を設定した中で、このような制度設計をもう一回改めて考えていくという発想をより広げていきながら、様々な層の議論というもの、場合によっては、消費税というものも含めた中で全体的な負担感を、様々なケース分けをして考える必要があると思います。

○中里会長

宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員

今の高田委員の御発言にプラスして申し上げたいのですが、そのときに、直間比率の見直しといいますか、どこから取るのかという考え方の問題だと思いますが、私はもう少し間接税に重きを置いた方が良いのではないかと思います。何が公平かというときの公平の追求の一つの仕方として、入る方ではなく出る方で図っていく方が中立を実現できると思うため、直間比率も見直し、全体の再構築を是非していただきたいと思っています。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

宮崎委員の御指摘は非常におもしろいと思います。5ページ目、これでどのように考えるかというのも語弊があり、むしろ世帯別の負担の方が良いと思いますが、日本の場合、個人所得課税の課税力が長年減少してきて、1989年に消費税を入れたときは、80年代、個人所得課税の手直しをしませんでした。インフレが進むため、課税最低限を見直さないが、見かけの所得は増加するため、所得税がぐんと増えました。そのような仕事を私もしたことがあります。それ以降、むしろ所得税減税をずっと行い、どのような所得課税にすべきかはこれからの議論としても、事実として、個人所得課税の日本における課税力が非常に衰えていることも事実だと思います。したがって、直間比率の見直しで個人所得課税から消費税へというだけではなく、個人所得課税も見直さなければいけないということが事実関係としてあると思います。

○中里会長

どちらも比率が低いということですね。

○田近委員

そうは言っていませんが。

○中里会長

翁委員、お願いします。

○翁委員

田近先生がおっしゃったように、課税力を上げていく、その際に人的控除などの控除の見直し、税率、トータルな所得のスケールを考えた上で、何が一番良いかというこ

とを考えていく必要があると思います。

#### ○中里会長

9 ページ目の非常にカラフルな資料がありますが、来年以降の話として、働き方の選択に対して中立的な税制という課題から少し離れたものとして、皆様の意見から出たところから推測すると、人口減少やグローバル化といった社会経済の構造変化を踏まえた所得課税の改革を考えた場合に、どのようにすれば良いか、単に所得控除ではなく、より広い視点で皆様はお考えだという意識を持ちましたが、この点について何かありましたら御意見を頂戴したいと思います。

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

ここでは、働き方の選択に対して中立的な税制であるため、我々が念頭に置いている所得税とは勤労所得課税だと思いますが、先ほど井伊委員からも御指摘があったとおり、我々が忘れてはいけないことは、年金所得に対する課税の話、もう一つは資本所得からの課税の問題ということだと思います。他方で、我々は法人税減税の話をしているため、それとのバランスの関係から言うと、資本所得課税、一体化して損益通算を認めてといういくつかの配慮の上でということが前提です。単に税率を上げるだけではいけません。ただ、資本所得課税の問題はもう少し考えなければいけません。本丸は恐らく公的年金等控除の見直しによる年金課税のところだと思いますが、そこもバランスよく考えなければ、働いている人だけの中で税金のやり繰りをしていても、先ほど直間比率と言いましたが、所得課税の中でも圧倒的に勤労所得課税の比重が高く、ここのバランスも崩れています。フロー所得と勤労所得のバランスが崩れているという方がむしろ問題だと思います。

#### ○中里会長

単に働き方の選択に対して中立的な税制ということで様々な議論をしてきたわけですが、それだけでは足りないということですね。過去に働いた人の現状や、投資をしている方の現状など、トータルに見なければ、なかなか追いつかないのではないかと。幅広くなりますが、政府税調とはそのようなところですからね。様々な問題を見ていこうということですね。

野坂委員、お願いします。

#### ○野坂委員

今、出ている現役世代と年金世代の課税の公平性について、9月末の総会でも指摘しましたが、やはり重要な論点だと思います。是非、それについても今後、深掘りをしていく必要があると思います。

そして、今回の議論は、そもそも外部からの見方は、はじめに増税ありきというようにもとられかねない議論ではありましたが、そこははじめに増税ありきではなく、非常にニュートラルに考えて、働き方の選択に対して中立的な税制のあり方を議論して

いるという立ち位置はしっかり押さえ、現役世代増税のために我々は議論していると捉えられないようにした方が良いと思います。非常にナーバスに見ている方もいますので。

#### ○中里会長

今までの議論の進め方でお分かりかと思いますが、所得税の構造について根本的に考えるということを我々を行っているため、増税したいとか、そのようなことではなく、野坂委員のおっしゃるとおり、メッセージとしてお伝えしないといけないと思います。

高田委員、お願いします。

#### ○高田委員

この政府税調は昨年からはまったわけですが、同様にアベノミクスが実質的に去年からはまりました。そこで法人税について、広く薄く課税するという方向で、さらに成長志向ということがあり、同様に、これからの社会のあり方を考える上で、どのような税体系があるかという方向付けのようなものも本当は必要なのではないかと。その上で先ほど宮崎委員がおっしゃったような直間比率の問題などは、要するに広く薄く課税するという発想の下で、人口の減少状況、またはグローバル化という状況の中で、どのような体系があるべきかということも、もう一度考える非常にいいタイミングに来たと思います。人口減少の問題ということも出てきましたので、我々の政府税調の方も、それに沿って先行きのあり方のようなものを、この時期に抜本的に考えていくことが使命としてあるのではないかと感じています。そのような中で言えば、消費税も今後議論になり、また法人税は今回下げられ、このような中で所得税の配偶者控除のところを議論しており、このような問題をよりトータルに考えていくため、社会保障関係のところも是非合わせて、様々なケース分けで対応していけるような状況になれば良いと思います。

そして、所得課税に関して言うと、税の中でBEPSの議論等もありましたが、どうしてもグローバル化といいますか、所得課税の世界でも個人が外国に出て行ってしまいうような状況も出てきており、そのような中で所得課税、もしくは個人のところのあり方を考えていくということもやはり必要な状況ではないかと思っています。

#### ○中里会長

岡村委員、お願いします。

#### ○岡村委員

先ほどから公的年金の問題が出ており、公的年金等控除と給与所得控除の比較なども住澤課長からお話があったと思います。ただ、給与所得控除と公的年金等控除は性質が少し違う部分があります。給与所得控除は、一般的には、いわゆる給与所得を得るための経費が掛かっているため、その概算部分の控除と、人間が生身で働いていることの考慮のための控除があり、それらの合計額だと説明されています。一方、公的年金

は、給与所得者については、本人が負担した部分と、使用者が負担した部分の2つの部分が運用され、年金として支払われることとなりますが、本人負担部分は、給与収入から給与所得控除が行われ、保険料支出時に社会保険料控除をして公的保険に投入されます。これに対して、使用者負担部分は、本人を経由せず、したがってその課税関係を発生させずに、公的保険に投入されますので、給与所得控除はありません。このようなことを考えると、公的年金控除と給与所得控除とが全く同じ金額であるべきということには恐らくならないと思います。いずれにしても、この両者は少し動かせば、大きな税収が動くというところであり、慎重に議論をする必要があると思います。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

地方税の方で説明された資料は、礎5-3ですね。今日だけというわけではないと思いますが、とても大切な指摘がされています。○の1番目と3番目、特に3番目ですが、非課税限度額がある、つまり、生活保護基準相当の収入までは課税されない仕組みとなっているが、これにより、個人所得課税、個人住民税のフレキシビリティが失われます。可能であれば、この問題をもう少し具体的に説明いただき、今後、この問題をどのように考えていくか、つまり、個人住民税の課税ベースをどのように見直すかということで、生活保護基準相当までが課税されないことに伴うインフレキシビリティというのか、御説明いただけませんか。

○中里会長

川窪課長、お願いします。

○川窪自治税務局市町村税課長

御指摘の項目は、まさに田近委員から御指摘をいただいた点について書かせていただいたものですが、我々で受けとめている問題意識としては、特に個人所得課税の中の地方税に関しては、より広く、極端なことを言えば、1円でも収入があれば一旦課税対象にしていきながら、そこから先をどのような税額控除や、さらに踏み込めば給付付き税額控除など、様々な形で低所得の方に負担を求めなくて済むような仕組みを考え得るかという議論もあることを背景に議論をしていこうと思っても、御指摘のように生活保護基準相当の収入までは、収入としてそもそも課税の対象から外すという仕組みをあらかじめとっている中では、一つの選択肢として議論していくことが難しいという意味で、フレキシビリティが狭くなっているのではないかという趣旨で御指摘をいただいていると理解しています。

そうした理解に立つとして、そこから先は、様々な議論の選択肢、あるいは可能性があるかなと思っています。一方で税制度を考えていくときに、先ほども同じ論点の議論があったかと思いますが、個々の方の、いわば小さな所得と言いますか、収入まで全て把握していくような課税実務、つまり、市町村の実務において正確な、そのような意

味での課税ができないということも、併せて考えていかなければいけないと思っています。

また、ある一定の収入までは課税が生じないということも、社会的・常識的な相場観のようなものとして長い年月の中で定着していることも、個人所得課税の世界ではあるのかと思っています。そのようなことに対する議論を、一つ一つ積み上げていきながら、このようなものの考え方があるのかという議論をしていかないと、簡単にこっちもあるかなという話にはならないところもあると感じています。いずれにしても、様々な可能性のある議論という意味で、また御意見を頂戴しながら考えていきたいと思えます。

#### ○中里会長

佐藤委員、お願いします。

#### ○佐藤委員

今のお話なのですが、今日、低所得者の話で、そこにどのような税金があるかという議論をしていましたが、低所得の者を正しく捕捉するというのは意外と大事で、実際、所得を使って、様々な給付水準を決めたりしているという現実があるため、給付付き税額控除の話をするとう端に出てきますが、それは恐らく、給付付き税額控除の話をしているから問題として顕在化します。もともと今ある社会保障の仕組みの中でも低所得者に対する手当が所得を正しく捕捉できないことによって、様々なそごを起しているという面は否めないと思えます。消費税に係る簡素な給付措置も皆そうです。これは今後の課題だと思いますが、所得の低い層も含めて正しい所得捕捉は決して無視してはいけない問題です。税金が取れないから別によいという話ではないと思えます。

#### ○中里会長

宮崎委員、お願いします。

#### ○宮崎委員

今の点について、これからマイナンバー制度等が導入されて、大規模なビッグデータなどを扱うような時代になると、今おっしゃったようなことはテクニカルに出来るという方向に進んでいくものなのですか。

#### ○中里会長

川窪課長、お願いします。

#### ○川窪自治税務局市町村税課長

今の御指摘ですが、マイナンバー制度の導入により、これまでは完全に名寄せしきれなかったような様々な所得情報、例えば1日だけアルバイトをした場合なども含めた様々な所得情報が集まったものについて、税務当局が名寄せしていくことについては、今までよりもかなり改善できるのではないかと考えています。一方で、税務当局に所得情報として集まらないような、例えば1日だけのアルバイトではあるものの源泉

徴収の対象金額以下であるような所得情報になると、そもそもマイナンバーで名寄せすることが単純にできるわけではないという限界は、やはりあると思っています。

#### ○宮崎委員

仕組みと同時に、1円の税金を取るのに10円のコストが掛かるというような話が解消できるのではないかということ伺いたかったのですが。

#### ○川窪自治税務局市町村税課長

今の御指摘は、現状では、名寄せ以前の話として紙ベースで確認や捕捉したりすることができない情報も捕捉することが可能になるのではないかという御趣旨ですか。

#### ○宮崎委員

コストが安くなるかということです。

#### ○川窪自治税務局市町村税課長

コスト面に関して言えば、今まで名寄せするのに、地方税を例にとると、情報照会等にあたって、市町村間でどこまでの団体間でどれだけの情報を紙でやりとりするかというようなコストがあり得たわけですが、そうしたところについて低コストで名寄せすることができるようになるという意味では、大きな可能性があると思っています。

#### ○中里会長

脱税は番号を振っても難しいかもしれないですね。

今の御議論ですと、田近委員から、給与の支払形態や社会保険料の取り方など、ある程度検討の中に入れるべきという発言があり、佐藤委員から、給与所得控除も人的控除と並んで少し議論した方が良いのではないかということと、勤労所得以外の資産所得や年金所得等についても、少し中長期的になります。触れた方が良いという発言があり、井伊委員がそれとの関連で世代間の公平も考えた方が良いということをおっしゃいました。さらに神野会長代理から、佐藤英明教授に勤労配偶者控除についての意見を聞いた方が良いという話が出ましたので、これを頭の中に入れて進めていきましょう。

本日はもう一つテーマがあります。次の資料に入りたいと思いますが、昨年10月から田近座長を中心に、国際課税ディスカッショングループで議論を重ねてきたBEPSプロジェクト（税源浸食と利益移転）については、先月16日にOECDからBEPS行動計画に関する第一弾の報告書が公表されました。その概要については、先月29日の総会の中でも報告いただいておりますが、その報告書の中で言及されているBEPS行動計画に関連した当面の検討課題として、電子経済の課税上の課題への対処、ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化、そして租税条約の濫用防止の三つがあります。

この三つの課題のうち、一つ目の電子経済の課税上の課題への対処に関連する国境を越えた役務の提供に対する消費税について、二つ目のハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化に関連する外国子会社配当益金不算入制度の見直しについては、田近座長の国際課税ディスカッショングループを中心に議論を重ねてきております。

本日は、三つ目の租税条約の濫用防止に関連する検討課題のうち、出国時における未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得の課税の特例について、これは所得税の問題であり、この基礎小委において扱うのが妥当ではないかと思っておりますので、この内容について、事務方から御説明いただきたいと思っております。住澤課長、よろしくお願いいたします。

#### ○住澤主税局税制第一課長

礎5-5のBEPS行動計画に関連する検討課題（所得税関連）という資料で御説明をしたいと思います。

1ページ目をご覧ください。今、中里会長から御指摘がありましたとおり、9月に取りまとめられたBEPS行動計画の第一弾報告書において、当面取り組むべき検討課題がいくつか指摘されています。このうち行動1に関連する電子経済の課税上の課題、具体的には国境を越えた電子商取引の問題ですが、これに関しては消費税の中で消費者向けの取引について、役務の提供を受ける者の所在地で課税すべきといった考え方がオプションとして示されています。これについては、いわゆる仕向地主義への見直しということで、本年6月の総会に制度案を御提示いたしまして、今後、27年度の税制改正プロセスにおいて制度の詳細等について検討していくという流れになっています。

また、行動2のハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化については、外国子会社から受ける配当の益金不算入制度について、配当が支払われる国で損金算入されている場合に本制度の対象外とすべきという提言が盛り込まれており、これについても、このような方向で我が国における対応を検討し始めているという状況です。

本日、問題を提起申し上げたいのは、行動6の租税条約の濫用防止の関係です。この報告書の中で、様々な条約の濫用防止に関する考え方が盛り込まれていますが、その中で諸外国において講じられている措置として、出国時において未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得課税の特例を設けて、租税回避の防止措置を行っていることが紹介されています。このような租税回避防止措置としての未実現のキャピタルゲインに関する問題提起もされているため、諸外国の例を参考に我が国における対応を検討したいと考えています。

2ページ目をご覧ください。具体的に御説明申し上げますが、現在の租税条約においては、株式等のキャピタルゲインについては、株式等を売却をした者が居住している国に課税権があるという仕組みになっています。このため、このような条約の仕組みを利用し、かなり大きな含み益を有するような株式等を保有している者が、キャピタルゲインに対して課税を行っていない国、例としては、シンガポールや香港等がありますが、このような国に出国し、その後に株式等の売却を行うという形で、どちらの国でも株式等のキャピタルゲインに対する税負担を回避することが可能な仕組みになっています。

先進諸国、日本以外の国々においては、このような税負担の回避に対応するために、



出国をされる際に、未実現ではあるけれどもキャピタルゲイン、言わば含み益の状態ですが、含み益に対して特例的に課税する措置を講じています。特例的と申すのは、キャピタルゲインの場合、基本的には売買が実際に行われてキャピタルゲインが実現された段階で課税するということが基本的な考え方ですが、出国の際については特例を設けているという国がかなりあります。

注のところにこのような国の例を掲げています。例えば、G 7の中で申し上げても、カナダに始まり、フランス、ドイツ、イタリア、英国、米国と、日本以外のG 7各国においては基本的にこのような仕組みが導入されています。

ただ、未実現のキャピタルゲインに課税するという問題であり、括弧の中にあるように、実際にキャッシュが入ってこない、したがって、納税資金が十分ではない可能性があることに鑑み、外国の例を見ると、分割納付する延納の制度や一定期間納税を猶予する制度が設けられているものが例としてあります。一部の国においては、出国後に一定期間外国で暮らし、一定期間後に株式等を売却しない状態で帰国された場合には、このような納税猶予されている税額について課税を免除するといった例もあります。このような制度についても観点に入れながら検討していきたいと考えています。BEPSプロジェクトの中でも、租税回避防止措置ということで位置付けられているため、今後、27年度改正の課題として検討したいと考えています。

3 ページ目に、主な国における出国時の譲渡所得課税の特例の概要を示しています。

アメリカの場合は、2008年にこのような仕組みができていますが、所得税については市民権課税ということで、全世界どこにいても、アメリカの市民権を持っている限り課税をされるという仕組みになっているため、国籍を離脱する際に、基本的にはこのような未実現のキャピタルゲインに対する課税が行われる仕組みになっています。

ドイツ、フランス、カナダについては、非居住者になるときに課税をする仕組みになっており、我が国においても、ドイツ、フランス、カナダのような対応が考えられるのではと考えております。

イギリスの場合は若干変わっており、一次的に非居住者になって、出国から5年以内に帰国をされた際に、出国していた期間中に実現したキャピタルゲインに対して課税をするということで、他の国々とは違う考え方がとられていますが、基本的に多くの国においては、ドイツ、フランス、カナダのような仕組みがとられていると承知しています。

また、各国においては、対象になる出国者について、資産要件を決めており、アメリカの場合だと、純資産額で200万ドル以上、フランスですと80万ユーロ超といったことで、かなりの規模の資産を持っている方を対象にしていると聞いており、年間、対象になる方の数がおおむね数十件、あるいは100件前後といった規模と承知しています。我が国においても、検討していく際には、このような諸外国の状況も念頭に置いて、例えば、普通のサラリーマンの方が駐在員として出国をされる際に課税をされるというこ

とではなく、一定規模以上の、かなり多くの有価証券を持っている方が出国される際に、キャピタルゲイン課税の特例として課税をするという制度が考えられるのではないかと考えています。

4 ページ目には、キャピタルゲインの非課税国に対して、出国されて永住している日本人の方の数がどのように推移しているかを参考までに付けています。

#### ○中里会長

ただいまの御説明に関する御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願ひします。

恐縮ですが、私から質問してもよいですか。例えば、作家の方が日本で翻訳なり、有名な本などを書いて外国に出国した場合に、先方の税率が著しく低いような場合など著作権の譲渡の対価や、著作権の使用料等については、株式のような問題は起きませんが、出国に伴う所得税の軽減が起こることはあり得るということなのですか。

#### ○住澤主税局税制第一課長

そういうことかと思いますが、諸外国の例を見ると、土地や有価証券を対象にこのような制度を構築している国が多いと承知しており、アメリカの場合には資産一般ですが、土地の場合には土地の所在地で課税をされるため、このような出国に伴う問題は基本的にないということで、フランスやドイツのように、金融資産、株式を中心にこのような制度を検討していくことが考えられるのではないかと考えています。

#### ○中里会長

そうすると、ヒューマンキャピタルの持ち出しなど、そのようなことまでは考えていないということですね。

#### ○住澤主税局税制第一課長

御指摘のとおりです。

#### ○中里会長

野坂委員、お願いします。

#### ○野坂委員

今後、日本では一定規模以上の有価証券保有の、いわゆる資産要件を検討されるということですが、3 ページ目にアメリカ、ドイツ、フランスが出ています。アメリカ型とドイツ型がありますが、日本ではアメリカ型のような一定規模以上ということで、ドイツのような比率ではないということでしょうか。それが一つ目の質問です。

二点目は4 ページ目、ニュージーランドへの永住者が急に増加していますが、その背景はどういうことでしょうか。

#### ○中里会長

住澤課長、お願いします。

#### ○住澤主税局税制第一課長

第一点目の御質問ですが、ドイツの場合は、株式会社と申すのは大規模な大企業に

限られており、中小企業などは人的会社と申し、日本の昔の制度で申すと合名会社、合資会社のようなところが多いということです。日本の場合、1社について1%を超える株式を対象にすると、あまりにも広範囲に及ぶため、このような考え方ではなく、有価証券の保有されている規模に応じて要件を課すことを考えています。

そして、キャピタルゲインが非課税になっている国への永住者数の推移ですが、これは外務省の統計から数字を持ってきているだけであり、詳しい要因まではなかなか把握しきれないところがあるため、御理解いただければと思います。

### ○中里会長

高齢者の移住なども少し入っている感じはありますが、それだけではないということですね。

活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

次回ですが、10月30日木曜日の午後1時から開催いたします。先ほど神野会長代理から、慶應義塾大学の佐藤英明教授の名前が挙がりました。今後の議論の幅を広げていく上で一つの参考になるのではないかと思いますので、次回の基礎小委で佐藤教授からプレゼンテーションをいただけないか調整したいと思いますが、よろしいですか。

その上で基礎小委については、10月中に、今日が二回目で、30日が三回目ですが、三回開催して総会での議論に向けたたたき台を作りたいということで今まで行っているわけです。ここでの議論を具体的にどのようなやり方で総会での議論に繋げていくかについては、どのような形が望ましいのか、私の方でいろいろ検討させていただきたいと思いますが、それもよろしいですか。ありがとうございます。

次回の正式な案内については、改めて事務局から連絡いたします。

本日の会議はこれで終了といたします。お忙しいところ、お集まりいただき本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。